

日進市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

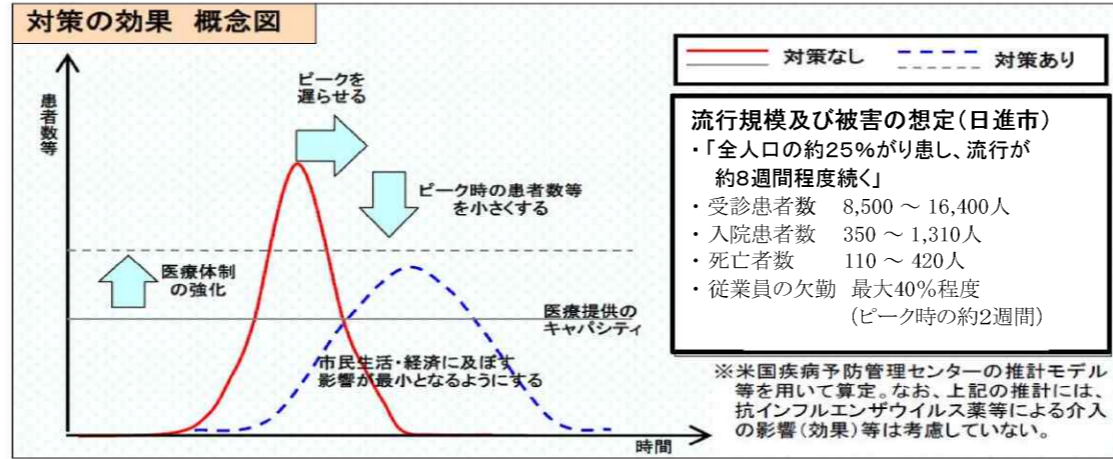
策定の経緯

平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が制定され、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定された。愛知県でも平成25年11月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。

日進市においても、「特措法」第8条第1項に規定に基づき、「日進市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成する。

行動計画の目的

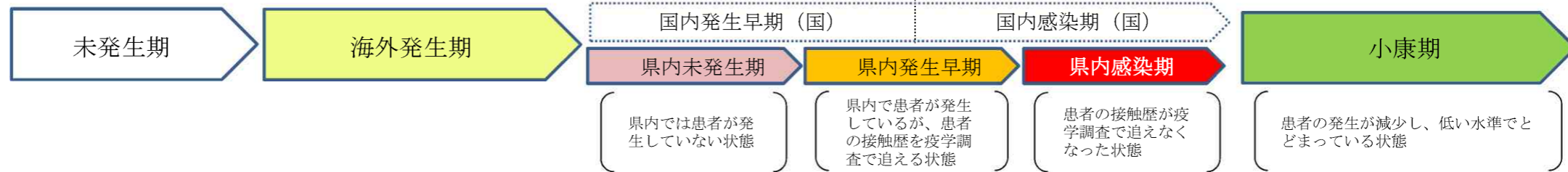
- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



対策の基本項目

- 実施体制の整備
- 国・県からの発生状況等の情報収集
- 市民への適切な情報提供と関係機関との情報共有
- 予防・まん延の防止
 - ・外出や集会の自粛等の要請
 - ・特定接種の実施の協力
 - ・住民に対する予防接種の実施
- 医療等の提供体制の確保
- 市民生活・経済の安定の確保

行動計画における主な対策（発生段階別）



国・県の動き		政府対策本部及び県対策本部設置		緊急事態宣言		緊急事態解除宣言		
対策の考え方		○発生に備えた情報収集や体制整備	○国県内発生に備えての体制整備 ○積極的な情報収集と的確な情報提供	○県内発生に備えての体制整備 ○積極的な情報収集と的確な情報提供	○流行のピークを遅らせるための積極的な感染対策を実施 ○感染拡大に備えた体制整備	○対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 ○必要なライフライン等の事業活動を継続	○第二波に備えた第一波の評価及び各種対策の準備 ○医療体制、社会経済活動の回復	
主要項目ごとの主な対策	(1) 実施体制	○体制の整備及び関係機関との連携体制の確認	○「日進市新型インフルエンザ等対策本部」設置の準備	○「日進市新型インフルエンザ等対策本部」設置（緊急事態宣言後は、法に基づく設置）		○緊急事態解除宣言により「日進市新型インフルエンザ等対策本部」廃止		
	(2) サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集	○国、県からの情報を収集する ○学校関係者等の協力を求め報告	○未発生期の対策を継続しつつ、情報を必要に応じ収集	○国・県からの発生情報の収集 ○学校、幼稚園、保育園(所)、社会福祉 施設等での欠席者状況等の把握		○感染拡大を早期に探知するため、学校等における欠席者の状況を調査し、県へ報告		
	(3) 情報提供・共有	○基礎知識、感染対策等の市民への情報提供 ○情報提供体制の構築 ○相談窓口の設置の準備	○基礎知識、感染対策、受診方法等の市民への情報提供 ○相談窓口の設置	○様々な媒体・機関を活用し、市民へ詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供 ○相談窓口の体制充実・強化		○県内未発生期の対策を継続する ○市民への不安等に対応するための情報提供		
	(4) 予防・まん延防止	○感染予防対策の啓発 ○特定接種、住民接種の実施体制の構築	○感染予防対策の啓発 ○外出自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等の準備 ○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○住民接種の準備	○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○住民接種の開始（国の支持及びワクチンの供給状況による）	○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○住民接種の実施	○国の方針を踏まえた特定接種の実施 ○住民接種の実施	○第二波に備えた住民接種の実施	
	(5) 医療	○（県）医療体制の整備 ○医療機関への受診方法について周知への準備	○（県）診療体制の整備 ○帰国者・接触者相談センターの周知	○医療機関との連携による医療体制の調整 ○医療機関利用者への感染症対策の啓発 ○医療機関等への情報提供		○医療機関との連携による医療体制の確認 ○医療機関利用者への感染症対策の充実 ○医療機関等への情報提供		○国・県と連携し、通常の医療体制の市民への周知
	(6) 市民生活の経済の安定の確保	○要援護者への生活支援の準備 ○物資及び資材の備蓄等	○事業者に対する職場での対策の実施準備の周知	○業務継続方針の検討 ○遺体の火葬・安置の準備 ○市民・事業者への呼びかけ		○業務継続方針の再検討 ○遺体の火葬・安置対策		○消費者としての適切な行動をとるように呼びかけ ○業務継続計画の評価・見直し